世界農業遺産「静岡の茶草場農法」生物多様性保全貢献度 表示シールについてお願い(平成30年1月現在)

- 〇お茶製品に<u>『茶草場農法実践により生産されたお茶』等の表示をする場合は必ず表示使</u> 用届出と生物多様性保全貢献度シールの貼付をお願いします。
- ○シールの販売は、認定者の茶を原料とした仕上げ茶・緑茶加工品等にかかる表示使用届書(様式第2号)の届出内容にそって行いますので、届出書を必ず持参ください。※届出内容の確認のため、仕入伝票等を提示してもらうことがありますのであらかじめご了承ください。
- ○表示使用届出は、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会の構成市町へ提出できます。
- ※1商品1届出でお願いします。
- ※販売予定期間は、概ね1年以内でお願いします。追加の場合は再度届出をしてください。
- ○シールは下図のとおり、仕上げ茶・緑茶加工品それぞれに2パターンの形状と4段階(三葉、二葉、一葉、一葉ブレンド)の貢献度があります。貢献度については、原料茶の生産者の認定区分により区別します。認定区分の違う原料茶を合葉する場合は、一番低い認定区分が貢献度として使用できます。
- ○シールの在庫がない場合もありますので、届出は表示内容がきまりましたら早めにお願いします。シールの作成にはおおよそ7営業日のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。なお、2万枚を超える場合は使用承認申請の手続により刷込使用することができます。

静岡の茶草場農法

○シール形状(左:横型、右:縦型)

サイズ:幅37mm、 高さ32mm

サイズ:幅20mm、高さ60mm

○世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

事務局 静岡県お茶振興課〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 **25**054-202-1488 世界緑茶班 水の森ビル 3F

構成市町窓口

掛川 市お茶振興課〒436-8650 掛川市長谷 1-1-1 **2**0537-21-1216 菊川 市茶業振興課〒439-8650 菊川市堀之内 61 **2**0537-35-0944 島田 市農 政 課〒427-8501 島田市中央町 1-1 **2**0547-36-7168 牧之原市お茶特産課〒421-0592 牧之原市相良 275 **2**0548-53-2621 川根本町産 業 課〒428-0313 榛原郡川根本町上長尾 627 **2**0547-56-2226